

いろいろなコミュニケーションの方法(意思疎通手段)を広めます。

障害のある人は、その人の障害に合わせたいろいろな方法でコミュニケーションをとっています。

たとえば…



市役所ではどんなことをするの？

- ・みんながそれぞれの使いやすい方法でコミュニケーションができるように取り組みます。
 - ・手話や点字、要約筆記、音訳などが学べる講座を開きます。
 - ・一人ひとりの障害に配慮した、いろいろな方法での情報発信などに取り組みます。
- 例：伝言掲示板で音声とともに番号や字幕を表示、点字資料の作成や配布、手話通訳による情報発信

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりをします。

わたしたちや会社、お店の人たちも、市役所と一緒に、障害のある人がどんなことに困っているのか、自分たちには何ができるのかを考えて、行動してみよう！

医療

障害のある人が病院などで合理的配慮をしてもらえるようにします。

教育

市役所は、市立の学校で、障害について共に学ぶ機会をつくります。

就労

市役所と事業者は、障害のある人が雇用され、働き続けられるようにします。

災害

市役所は、色々な災害時や緊急時に、障害のある人を支えます。

バリアフリー

市役所と事業者は、みんなが使いやすいように施設や設備を整えます。

共生

茨木市に住む人は、おたがいにつながり、支え合える地域づくりに取り組みます。

ほかにも、障害のある人とない人の交流や、みんなで学ぶ教育、障害のある人への支援やサービスの充実、移動手段や交通安全の確保、社会参加の促進など、いろいろな取り組みを進めます！



わかりやすい版

茨木市 障害のある人もない人も 共に生きるまちづくり条例

みんなで取り組む
～誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり～



この条例は、障害のある人もない人も、「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」に取り組むための、みんなのルールです。

わたしたちの毎日の暮らしの中で、障害のある人がいろいろな社会的障壁によって生きづらさや差別を感じることもあります。障害のある人もない人も、みんなが安心して暮らすためには、市役所、茨木市に住む人や活動する団体、会社やお店の人などみんなが互いに協力し、障害に対する理解を深め、まちづくりを進めることが必要です。一人ひとりの取り組みが、「共に生きるまち茨木」をつくるのです。

※社会的障壁ってなに？

障害のある人が、段差や階段などの形のある“物”だけではなく、毎日の生活のいろいろなところで暮らしづらいつ感じること、それらがバリアや困りごとになります。たとえば次のようなことがあります。

- 理解不足・差別・偏見
- 通りづらい道路 使いづらい施設
- 使いづらい制度など
- 障害がある人を意識していない 習慣(ルール)や文化など

この条例の基本になる考え方(基本理念)

みんなが協力して取り組む、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり！

みんなが障害を理解し、暮らしの中のバリアをなくします。

障害のある人が、コミュニケーションの方法や、情報を集めて使う方法を選べるようにします。

障害のある人が、いろいろな活動に参加できるようにします。

障害のある人もない人もつながり、支え合い、障害のある人がゆたかに暮らせるように施策をすすめます。

障害を理由とする差別をなくすため、みんながお互いを理解し、合理的配慮に取り組みます。

市役所

茨木市に住む人・活動する団体

会社やお店など



「共に生きるまち茨木」の実現へ！

障害を理由とする差別って何？



どんなことが差別になるの？

障害を理由とする差別には種類が2つあって、例えば次のようなことが差別になるよ。



不当な差別的取扱い

車いすに乗っているからという理由でレストランに入るのを断る。



精神障害や知的障害があることだけを理由に、契約やサービスの申し込みを断る。



合理的配慮をしないこと

視覚に障害があるので代筆をしてほしいと頼んだが、断られた。



階段や段差で、一人で移動できないので協力をお願いしたが、断られた。



合理的配慮とは

障害のある人のくらしの中で、バリアや困りごとになるようなこと・ものを取り除くために、大変すぎない範囲の中で必要な工夫や手助けなどをすることです。

みんなができることはたくさんある！合理的配慮の例

車いすを利用している人が段差を乗り越えるとき、キャスト(前輪)を上げるのを手伝う。



知的障害がある人に、分かりやすいことばや絵を使って、ていねいに説明する。



障害があり長時間立って並ぶのが難しい人に、いすに座ってもらう。



差別を禁止します。

この条例では、市役所と事業者(会社やお店など)は、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」と、「合理的配慮を提供しないこと」が禁止されています。

茨木市では、市民のみなさんが安心して暮らせるように、市役所だけでなく、会社やお店などが「合理的配慮を提供しないこと」も禁止します。



差別を受けてしまったら、どうしたらいいの？

障害を理由に困ったことが起きたり、嫌な思いをしたときは市役所で相談ができます。手紙や電話、FAX、メールなど、自分がやりやすい方法で、市役所のどの窓口でも相談できます。



ことば(言語)としての手話への理解をすすめます。



手話って何？
手話がことばってどういうこと？

聞こえ(聴覚)に障害のある人(ろう者)が話をしたり、物事を考えたりするときに使うことばです。



日本語や英語と同じように、手話もことば(言語)です。手話がことばであるということが広まれば、聞こえに障害のある人が不自由なく社会生活を送れます。



聞こえに障害のある人が安心して暮らせるように、みんなが聴覚障害や手話を理解することが必要だね。

市役所ではどんなことをするの？

- 市役所には手話通訳者が設置されています。
- 聞こえに障害のある人とない人が話をしたいときなどは、市が派遣する手話通訳を利用できます。
- 市役所がする行事には、手話通訳が付きます。
- 市立の小・中学校で、聴覚障害のある児童・生徒が手話で学べる環境づくりに努めます。

学校に手話で学べる環境があると…

聞こえに障害がある人も、みんなと一緒に勉強ができる。みんなが手話を覚えると、友達と楽しく遊べる。社会性が身につく。

